

令和8年度 事業計画書(案)

《自 令和 8年 4月 1日》

《至 令和 9年 3月31日》

◆ 拠点区分

- ・特別養護老人ホームサンホームふじみ

★ サービス区分

- ・法人本部・・・P1
- ・特別養護老人ホームサンホームふじみ・・・P7
- ・特別養護老人ホームサンホームふじみ ショートステイ・・・P10
- ・栄養課・・・P13
- ・ふじみ第1デイサービスセンター・・・P15
- ・ふじみ第2デイサービスセンター・・・P18
- ・ふじみ居宅介護支援センター・・・P21
- ・前橋市地域包括支援センター北部・・・P23

◆ 拠点区分

- ・地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと

★ サービス区分

- ・地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと・・・P26

令和8年度 法人本部 事業計画 (案)

【基本方針】

少子高齢社会のさらなる進展と生産年齢人口の減少により、持続可能な社会保障制度の確立が喫緊の課題となっています。特に、現役世代が急減し始める「2040年問題」が目前に迫る中、家庭や地域社会の変容に伴い、生活困窮、介護、虐待、ひきこもりといった課題が複雑に絡み合う中、住民の支え合いによる「地域共生社会」の実現が強く求められています。

このような情勢下において、富士見会が運営する高齢者福祉施設は、利用者のご家族への支援はもちろんのこと、富士見町における「地域福祉のセーフティネット」中核としての役割が益々重要になっています。また、頻発する大規模災害や新たな感染症への対応は、利用者の生命を守る最優先事項です。これらに対し、強固な事業継続計画（BCP）の運用と、未来志向の支援体制構築に全力で取り組みます。

私たちは、老人福祉の原点に立ち返りつつ、未来を見据えた以下の3つの視点を軸に事業を推進します。

1 意識改革と戦略的経営

激変する福祉ニーズにスピード感を持って対応するため、職員一人ひとりが自らの役割を再定義し、意識改革を図ります。健全かつ戦略的な経営基盤を確立し、組織全体で変化を恐れず挑戦する体制を構築します。

2 地域共生の中核へ

法人が長年培ってきた質の高い福祉実践力を地域へと還元し、[前橋市]における地域包括ケアシステムの深化を牽引します。単なる施設運営に留まらず、多職種連携を強化し、誰もが孤立することのない「地域共生社会」の実現に寄与します。

3 安心の提供と持続可能性

頻発する大規模災害や新たな感染症への対応は、利用者の生命を守る最優先事項です。強固な事業継続計画（BCP）の運用を徹底するとともに、ICTの活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させます。これにより、限られた人材の中でも介護の質と生産性を向上させ、地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる社会を目指してまいります。

【重点目標】

- 1 新型コロナウイルスの5類移行に伴い、対応は各事業者の判断に委ねられていますが、当法人では引き続きマスク着用や手洗い等の基本的な予防策を徹底し、利用者と職員の健康維持に努めます。
- 2 特別養護老人ホームとして、重度者へのケア（認知症・看取り・口腔ケア・リハビリテ

ーション)の質向上に努めます。あわせて、利用者の人生の集大成にふさわしい、真心を込めた看取り介護を実践してまいります。

- 3 介護職のイメージ向上と人材の確保・定着・育成に注力いたします。また、養成校からの実習生を積極的に受け入れるとともに、外国人留学生の採用・支援にも取り組んでまいります。
- 4 コロナ禍を経て、外部研修はWeb開催が主体となりました。当施設では、これらへの積極的な参加を促すとともに、施設内研修を年間通じて計画的に実施し、介護保険事業所として職員の資質向上に努めます。
- 5 災害時に入居者・利用者の安全を確保するため、「非常災害対策計画」の内容充実を図ります。あわせて、年2回の避難訓練においては、開設時より組織されている「地域防災・防犯協力員」との連携強化に努めます。
- 6 感染症の流行や災害の発生時においても、介護サービスは利用者やご家族の生活を支える不可欠なものです。当法人では、いかなる事態においてもサービスを安定的・継続的に提供できるよう、日頃の備えと体制構築に努めます。具体的には、令和5年度に策定した業務継続計画(BCP)に基づき、研修や訓練(シミュレーション)を継続して実施するとともに、定期的な計画の見直しを行います。
- 7 次世代の福祉・介護を担う人材確保を目指し、富士見中学校での「知ってもらおう介護の仕事」事業を「青少年と未来をつなぐ教室」と連携させます。これを通じて、地域の未来を育む交流活動を積極的に推進します。
- 8 法人・施設の情報発信を強化するため、利用者やご家族、地域の方々へ向けた広報誌「ふじみだより」の定期発行を継続してまいります。
- 9 社会福祉法人には、地域における公益的な活動への積極的な取り組みが強く求められています。当法人は、群馬県社会福祉協議会が提唱する「群馬県ふくし総合相談支援事業」の趣旨に賛同し、本事業の推進および地域福祉の充実に邁進してまいります。
- 10 通所介護事業では、利用者のご家族のニーズを適切に把握し、居宅サービス計画に沿った通所介護計画および個別機能訓練計画を作成いたします。また、利用者の状況変化にも柔軟に対応し、在宅生活における介護予防と自立支援、ならびにご家族の負担軽減に努めてまいります。
- 11 前橋市地域包括支援センター北部は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らせる社会を目指しています。医療・介護・予防・生活支援が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、高齢者の皆様の毎日を全力でサポートいたします。
- 12 2025年・2040年の高齢者ニーズを見据え、第9期介護保険事業計画の着実な遂行を目指します。特に「LIFE」を活用した科学的介護の推進を図るべく、最新情報の収集を徹底し、円滑なサービス提供に繋げてまいります。
- 13 月例管理者会議において法人の収支状況を報告し、職員一人ひとりの経営意識が高まるよう働きかけてまいります。

- 14 現場の課題を解決し、より良いケアを届ける環境を作るため「生産性向上委員会」を発足します。ムリ・ムダのない情報共有や業務改善を進めることで、職員の成長と、利用者へのサービス向上を同時に実現していくことが狙いです。
- 15 不適切ケアの早期発見と改善を徹底します。職員研修を通じて人権意識を高め、利用者本位のサービスを追求することで、虐待防止と身体拘束廃止を組織全体で推進していきます。
- 16 入居者・利用者の送迎時における安全を最優先とし、日々の車両点検と事故防止策を徹底いたします。あわせて、運転従事者への教育を通じて交通安全意識のさらなる向上を図ります。
- 17 ふじみ第2デイサービスセンターの地域交流スペースを、富士見・芳賀地区の団体の皆様に開放しております。地域の集いや交流の場としてご活用いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。
- 18 各種ハラスメントの防止と対策を強化し、誰もが安心して過ごせる環境を整えます。利用者・職員間の信頼関係を深め、最高のサービス提供と、活気ある職場環境の実現に邁進します。
- 19 各育児や介護に携わる職員一人ひとりのライフスタイルを尊重し、仕事と生活をバランスよく継続できる環境を整えます。

【実践課題】

- 1 富士見会理念“笑顔と温もり”を実践するために年間を施設目標

『私たちは、法令遵守(コンプライアンス)を意識して、安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。』

社会福祉法人制度改革のスタート以来、私たちは「地域のために打つ手を尽くす」というスローガンを掲げ、地域貢献の義務化に邁進してまいりました。

今、私たちに求められているのは、多職種のプロ集団として地域包括ケアシステムの中核を担うことです。一人ひとりが専門資格を武器に、地域と利用者のために動く。その社会的責任は極めて大きいと言えます。

だからこそ、私たちは学び続けます。制度の理解、医療知識、そして裏付けのある確かな技術。それらを自分たちのものにするだけでなく、家族や地域の方々、ボランティアの皆様に正しく伝え、信頼していただける実力を身につけていく決意です。

- 2 富士見会訓「お世話をさせていただきます」の理念のもと、職員間での「報告・連絡・相談」を徹底いたします。これにより、緊密な連携と処遇の共有化を図り、円滑な業務遂行に努めてまいります。

I 法人組織の運営

- ① 評議員会
- ② 理事会
- ③ 監事会
- ④ 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進会議
- ⑤ 苦情解決第三者委員会
- ⑥ 評議員選任解任委員会
- ⑦ 賞罰委員会

II 法人内部組織の運営

- ① 月例管理者会議
- ② 入居等検討委員会
- ③ 介護事故防止委員会（介護事故統計）
- ④ 感染症対策委員会委員会
- ⑤ HP（ホームページ）委員会
- ⑥ 安全衛生・接遇委員会
- ⑦ 褥瘡対策委員会
- ⑧ 医療的ケア対策推進委員会
- ⑨ 高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会
- ⑩ 広報委員会（7月、11月、3月発行）
- ⑪ 生産性向上委員会

III 安全・安心への取り組み

- ① 消防訓練（昼間想定・夜間想定）の実施（年2回）
- ② 消防設備点検の実施（年2回）
- ③ 入居者へのレントゲン検診及び新型コロナ・インフルエンザ予防接種の実施
- ④ 職員の定期健康診断、年1回のメンタルヘルスチェックの実施
- ⑤ 防犯に係る安全の確保を図るため、施設全体での防犯意識の醸成と設置されている5台の防犯カメラを活用し、監視性の確保に努める。

IV 部署毎の取り組み目標 ⇒別添①のとおり

V 施設内職員研修計画 ⇒別添②のとおり

別添①

令和8年度社会福祉法人富士見会取り組み目標（案）

◇ 施設目標

『私たちは、法令遵守(コンプライアンス)を意識して、
安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。』

◆ 部署目標

① 総務課

私たちは、法令を遵守し公正な事業運営を行い、
利用者・家族、地域社会との信頼関係の構築に努めます。

② 特別養護老人ホームサンホームふじみ

私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して
利用者・入居者様の生活を護り、職員が安心して働ける環境のもとで
温かみを感じられるサービスを提供し、皆さまの生活の質と満足度の向上を目指します。

③ 栄養課

私たちは、食品衛生法や大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、
食中毒の防止と安全な食事の提供に努めます。

④ ふじみ第1デイサービスセンター

私たちは、法令を守り、安全と信頼を積み重ねます。

⑤ ふじみ第2デイサービスセンター

私たちは、法令と専門性に基づき、安全で質の高いケアを提供し、
ご利用者のご家族に信頼される事業所を目指します。

⑥ ふじみ居宅介護支援センター

私たちは、職員一人ひとりがコンプライアンスの向上に取り組み、
利用者、家族が安心して暮らせるよう誠実な対応に努めます。

⑦ 前橋市地域包括支援センター北部

私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、
地域に信頼される『高齢者の相談窓口』を目指します。

⑧ 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと

私たちは、職員全員が責任ある言動を意識し、
入居者様の暮らしと安全を最優先に考えたユニットケアに努めます。

◇◇◇ 社会福祉法人 富士見会 ◇◇◇

令和 8 年度施設内職員研修計画書

回	研修名	研修内容	日時		講師
1	一般 研修	感染症・食中毒の対策強化について ～講義・実技・感染症対策～	4 月中		動画視聴
2	一般 研修	令和 8 年度施設の方針及び事業計画 ～各部署の取り組みについて～	5/20(水)	17:30	管理職員
3	法定 研修	実践につながる虐待防止・身体拘束排除～高齢者介護① ～高齢者虐待防止における介護スタッフの役割～	6/17(水)		動画視聴
4	一般 研修	10歳若返る健康講座＆おうちでできるエクササイズ集 ～介護に役立つエクササイズについて～ ～介護現場で働く職員の健康増進について～	7 月中		外部講師
5	法定 研修	認知症のある高齢者理解と認知症ケアと支援について ～BPSDを正しく理解し、早期対応方法をチームとして考える～	8 月中		動画視聴
6	一般 研修	ICT研修 ～介護現場で役立つITC技術について～	9/16(水)		外部講師
7	法定 研修	非常災害時介護現場のBCPに関する研修 ～みんなのいのちをまもるために1人ひとりができると～	10 月中		動画視聴
8	法定 研修	高齢者虐待防止と身体拘束防止の取組について② ～問題改善のプロセスを明確にして対策する～	11/18(水)	17:30	虐待身体拘束適正化委員会
9	法定 研修	事故発生又は再発防止に関することについて ～介護事故トラブルを防ぐポイント・リスクが高まるタイミングをキャッチする～	2/17(水)	17:30	事故防止検討委員会
10	法定 研修	プライバシーの保護と法令遵守に関する研修 ～守るべきこと、ご利用者への最適なサービスを提供するために～	3/25(水)	17:30	総務課

令和 8 年度 特別養護老人ホームサンホームふじみ 事業計画（案）

I 事業・入居者のケア方針

「施設運営の基本方針」を遵守する。そして、多様な福祉サービスが、入居者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、可能な限り入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を目指して、積極的に市町村等の福祉サービスを提供する多職種との緊密な連携に努めるものとする。また、終身型施設として、自己決定と尊厳を守る看取り介護に努めるものとする。

今年度の施設目標である『私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。』を念頭に入居者様の生活を護り、職員が安心して働ける環境作りと感染症や災害への対応力を強化して業務継続に取り組み、地域の皆さまに安心と信頼を頂ける施設づくりに努めるものとする。

II 取り組み目標（各部署）

『私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して利用者・入居者様の生活を護り、職員が安心して働ける環境のもとで温かみが感じられるサービスを提供し、皆さまの生活の質と満足度の向上を目指します。』

III 実施に当たっての重要事項

（1）入居者ケアの充実

- ① 質の高いケアマネジメントにする為、前向きな意見を取り上げ、入居者及び家族の意見要望などを伺い、ケアプランに反映させる。
- ② 行事・散歩・買い物等、積極的かつ個別的に行い入居者の方々が精神的に安心して生活して頂けるように援助する。社会資源の活用をする。
- ③ グループケア（クラブ活動等）を積極的に行い、ケアの向上を目指す。
- ④ 看取り介護への取り組みと職員の教育を継続する。
- ⑤ ケアプランとケース記録など記録類との連動化。また、記録書式の見直しを行い、毎日の個人記録の作成を行う。
- ⑥ テクノロジー（見守り機器、ICT）の活用によるサービスの質の向上や業務効率化に努める。

（2）リスクマネジメントの取り組み

- ① インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。
- ② 苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良い処遇を提供させて頂くように前向きに努める。また、意見に対して職員に周知する。
- ③ 新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行う。
- ④ 防災、防犯意識向上に努め、誰もが安心できる施設づくりに努める。また、災害対策の充実を図り、マニュアルに沿って対応に努める。

- ⑤ 防災備品・食品倉庫の計画的管理（備品・食品の確認・管理、清掃等）を行う。
業務継続計画（BCP）に沿ってマネジメントを行い災害対応に努めます。

（３）環境の整備

- ① 利用者の方々がより快適に生活できるように 5S（整理・整頓・清掃・清潔・稔）活動に取り組み、職員が働きやすく、より良いサービスの提供が行えるよう、環境の整備に努める。
- ② 感染症及び自然災害発生における業務継続計画（BCP）に基づく研修と机上訓練を年２回実施し、それぞれのマニュアルに沿って対応の周知徹底と予防に万全を期して臨める体制を構築する。

（４）人材育成に努める

- ① 認知症への対応力向上に向け、積極的に認知症ケアに関する専門研修受講に努める。
- ② 各種委員会・各種研修に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。
- ③ 指示待ちではなく、積極的に発言、行動ができるように各職員が意識する。
また、指導から工夫し、積極的に活動できる職員育成に努める。技能より意識を大切にし、常に積極的に前向きな意識がもてるように努める。
- ④ キャリアパスを理解し、各職員が、役割と責任を果たせるよう努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

- ① 虐待のない、身体拘束をしないケアを継続すると共に、入居者の精神安定を図り、家族から不信感を抱かれることがないように見える介護に努める。
- ② いつでも家族に提示できる記録の充実を図る。
- ③ 日々の変化を観察し、ケアに反映できる記録作成に努める。
- ④ 運営指導等・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。

（６）職場環境改善に向けての取り組み

- ① いきいき G カンパニー制度を導入し、働きやすい、働きたいと思える環境づくりに積極的に取り組む。
- ② 「働きやすさ」と「働きがい」の２つの視点を持つとともに、常にお互いさまの意識で働き方改革に取り組む。

（７）各委員会、クラブ活動の充実

- ① 各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。
 - I 安全環境委員会
 - II 食事、口腔ケア委員会
 - III 排泄委員会
 - IV 入浴、写真、ICT 委員会
 - V 物作り・スポーツ・音楽クラブ

（８）食事提供の充実

- ① 食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア
- ② 入居者の現状を把握し、給与栄養目標量の設定をする。また、栄養ケア・マネジメントへ取り組む。
- ③ 食品安全性、衛生管理に留意する。

- ④ 選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。
 （選択する権利を大切にし、毎月、選択食を行っていく）
- ⑤ 感染症や災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルの作成に努める。業務継続計画（BCP）に沿ってマネジメントを行い対応をする。

（９）医療の充実

- ① 入居者の重度化と多様なニーズを実現する為、医療の充実を図り、介護職員への経管栄養管理、褥瘡に対する予防・改善、感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス）予防・対策についての指導、助言を継続する。
- ② 介護職員による喀痰吸引等の手技の向上を目的とし、職場内において継続的な実技研修の実施に努める。
- ③ 看取り介護を行うにあたり、嘱託医・多職種との連携を図る。

（10）情報発信への取り組み

- ① インターネット（ホームページ）による入居者の様子や行事活動の掲載を行い見える介護に努める。
- ② 感染症や災害等発生時に、入居者の安否や状況等を掲載し、家族等に対し迅速な状況報告実施に努める。

（11）社会福祉法人の地域公益活動への取組み

- ① 広く社会福祉法人の使命として地域に向けた積極的な公益活動に努める。
- ・ 「どこに相談したらよいかわからない」といった地域の方の生活や福祉に関する困りごとに対応する群馬県ふくし総合支援事業（なんでも福祉相談員）に取り組む。

（12）年間利用（在籍）状況数値（目標）

年間 17,885 人（稼働率 98%）

（13）職員年間研修計画（他、感染症・自然災害 BCP 部署内研修を各年 2 回実施）

4 月	事故防止研修会	職場内研修
5 月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
6 月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
7 月	看取り介護研修会	職場内研修
8 月	褥瘡予防研修会	職場内研修
9 月	認知症研修会	職場内研修
10 月	事故防止研修会	職場内研修
11 月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
12 月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
1 月	看取り介護研修会	職場内研修
2 月	褥瘡予防研修会	職場内研修
3 月	認知症研修会	職場内研修

※ 他、感染症及び自然災害発生における業務継続計画（BCP）に基づく研修と机上訓練をそれぞれ年 2 回実施。

令和 8 年度 特別養護老人ホーム サンホームふじみ ショートステイ事業（予防含む）事業計画（案）

I 事業・利用者様のケア方針

短期入所生活介護事業（ショートステイ）については、「施設運営の基本方針」を遵守する。介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を通じ、在宅での要介護者に対し、個々の状況にあったサービス提供をする事で、地域社会への貢献をしていく事を目的に、サービス提供を行うものとする。

受入れる利用者については、主介護者が冠婚葬祭、疾病、介護疲れ等の理由により、介護保険法のもと利用される背景をよく理解しサービス提供を行うものとする。

また、緊急利用、災害対策利用等にも迅速に対応できるよう努めるものとする。日頃からの慣れた環境と異なり、家庭や家族から離れる心理的不安、建物の構造の違いによる戸惑い等について負担が大きく危険な面も想定される。その為に担当職員を中心に、職種間で連携を図り、入所から退所に至るまでを安全に過ごして頂けるようにサービス提供の実施に努めることとする。

また、短期入所生活介護計画の作成・モニタリングの実施を行い、ケアマネージャー、他事業所と連携、協力していく事とする。また、家族との連携も密にする。そして、多様な福祉サービスが、利用者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、居宅における生活を念頭において、居宅において、自立した日常生活を営む事が継続出来るよう、利用者の心身機能の回復・維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事とする。

今年度の施設目標である『私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。』を念頭に入居者様の生活を護り、職員が安心して働ける環境作りと感染症や災害への対応力を強化して業務継続に取り組み、地域の皆さまに安心と信頼を頂ける施設づくりに努めるものとする。

II 取り組み目標（各部署）

『私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して利用者・入居者様の生活を護り、職員が安心して働ける環境のもとで温かみを感じられるサービスを提供し、皆さまの生活の質と満足度の向上を目指します。』

III 実施に当たっての重要事項

（1）利用者ケアの充実

- ① 質の高いケアマネジメントにする為、前向きな意見を取り上げ、また、利用者及び家族の意見要望などを伺い、ケアに反映させる。
- ② 利用者の方々が、精神的に安心して生活して頂けるように個別に援助する。
- ③ ケース記録など記録類と計画書の連動化に努める。また、記録書式の見直しを行い毎日の個人記録の作成を行う。
- ④ テクノロジー（見守り機器、ICT）の活用によるサービスの質の向上や業務効率化に努める。

（2）リスクマネジメントの取り組み

- ① インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。
- ② 苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良い処遇を提供させて頂くように前向きに努める。
- ③ 新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行う。
- ④ 防災、防犯意識向上に努め、誰もが安心できる施設づくりに努める。また、災害対策の充実を図り、マニュアルに沿って対応する。
- ⑤ 防災備品・食品倉庫も計画的管理（備品・食品の確認・管理、清掃等）を行う。業務継続計画（BCP）に沿いながらマネジメントを行い、災害に対応できるよう努める。

（３）環境の整備

- ① 利用者の方々がより快適に生活できるように 5S（整理・整頓・清掃・清潔・稔）活動に取り組み、職員が働きやすく、より良いサービスの提供が行えるよう、環境の整備に努める。
- ② 感染症及び自然災害発生における業務継続計画（BCP）に基づく研修と机上訓練を年２回実施し、それぞれのマニュアルに沿って対応の周知徹底と予防に万全を期して臨める体制を構築する。

（４）人材育成に努める

- ① 認知症への対応力向上に向け、積極的に認知症ケアに関する専門研修受講に努める。
- ② 各種委員会・各種研修に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。
- ③ キャリアパスを理解し、各職員が、役割と責任を果たせるよう努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

- ① 虐待のない、身体拘束をしないケアを継続すると共に、利用者の精神安定を図り、家族から不信感を抱かれることがないよう見える介護に努める。
- ② いつでも家族に提示できる記録の充実を図る。
- ③ 日々の変化を観察し、ケアに反映できる記録作成に努める。
- ④ 運営指導等・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。

（６）職場環境改善に向けての取り組み

- ① いきいき G カンパニー制度を導入し、働きやすい、働きたいと思える環境づくりに積極的に取り組む。
- ② 「働きやすさ」と「働きがい」の２つの視点を持つとともに、常にお互いさまの意識で働き方改革に取り組む。

（７）各委員会の充実

- ① 各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。
 - I 安全環境委員会
 - II 食事、口腔ケア委員会
 - III 排泄委員会
 - IV 入浴、写真、ICT 委員会
 - V モノづくり・スポーツ・音楽クラブ

(8) 食事提供の充実

- ① 食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア
- ② 利用者の現状を把握し、給与栄養目標量の設定をする。
- ③ 食品安全性、衛生管理に留意する。
HACCP（ハサップ）に取り組み、安全で衛生的な食品を提供する。
- ④ 選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。
- ⑤ 災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルに努める。業務継続計画（BCP）に沿って対応を行う。

(9) 医療との連携

- ① 利用者の重度化と多様なニーズを実現する為、多職種との連携を図る。
介護職員への経管栄養管理、褥瘡に対する予防・改善、感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス）予防・対策についての指導、助言を継続する。

(10) 情報発信への取り組み

- ① インターネット（ホームページ）に行事活動等を掲載し、施設での活動を見えるように努める。

(11) 社会福祉法人の地域公益活動への取組み

- ① 広く社会福祉法人の使命として地域に向けた積極的な公益活動に努める。
・「どこに相談したらよいかわからない」といった地域の方の生活や福祉に関する困りごとに対応する群馬県ふくし総合支援事業（なんでも福祉相談員）に取り組む。
- ② 前橋市が目指す高齢者福祉のカタチである、在宅生活の限界点を上げるために自助、互助、公助のうち公助を過不足なく提供できるよう努める。

(12) 年間利用状況数値（目標）

年間 2,190 人（稼働率 60%）を目標とする。

(13) 職員年間研修計画（他、感染症・自然災害 BCP 部署内研修を各年 2 回実施）

4 月	事故防止研修会	職場内研修
5 月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
6 月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
7 月	看取り介護研修会	職場内研修
8 月	褥瘡予防研修会	職場内研修
9 月	認知症研修会	職場内研修
10 月	事故防止研修会	職場内研修
11 月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
12 月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
1 月	看取り介護研修会	職場内研修
2 月	褥瘡予防研修会	職場内研修
3 月	認知症研修会	職場内研修

令和 8 年度

特別養護老人ホームサンホームふじみ

栄 養 課 事業計画（案）

I 事業方針

「施設運営の基本方針」を遵守する。「笑顔とぬくもり」という当施設の理念を基に入居者、利用者様に食事を通じて笑顔になって頂けるようなバランスのとれた季節感のある美味しく安全な食事の提供、介護保険に基づいた栄養計画と実施、食事サービスの状況を総合的に把握し分析を行い、より良い食事提供に努めるものとする。

今年度の施設目標である「**私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。**」を念頭に何事にも前向きに取り組む改革意識の向上に努め、且つ家庭的な温かみを感じて笑顔になっていただけるような食事作りを行い提供していく事で皆様に安心と信頼を頂ける施設づくりに殉ずるものとする。

II 取り組み目標

栄養課部署目標：「私たちは、食品衛生法や大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、食中毒の防止と安全な食事の提供に努めます。」

III 実施に当たっての重要事項

（1）栄養管理の実施

- ① 個々の健康状態に合わせた栄養計画の作成と食事の提供
- ② 入居者の変動に応じた施設内栄養所要量、食品構成表の見直し及び作成。

（2）衛生管理

- ① 食中毒・ノロウイルス等の予防・または集団感染時の対応の強化に取り組んでいく。
- ② 日々の作業時の衛生チェック。
- ③ 栄養課職員への衛生指導。
- ④ 食品安全性、衛生管理に留意する。
HACCP（ハサップ）に取り組み、安全で衛生的な食品を提供する。

（3）より良い食事が提供できる環境の整備

- ① 五感に訴える食事提供（盛り付けや食器の工夫を含む）。
- ② ソフト食の質の向上（なるべく形がある状態で提供できる工夫を含む）。
- ③ 毎月栄養課の部署内会議を実施し意見交換を行い、連携強化に繋げていく。

（4）食事サービスの充実

- ① お祝い膳、行事食、選択食、選べるおやつ、手作りおやつ等の立案や企画及び食事の提供。
- ② 嗜好調査・聞きとり等により入居者・利用者様の希望に合うよう工夫を行っていく。

- ③ 災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルの作成に努める。
- ④ 業務継続計画（BCP）により、入居者・利用者様の健康と安心・安全な食事の提供に努める。
- ⑤ 運営指導等・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。
- ⑥ 地元産や地元で親しまれている食材を取り入れていく。
- ⑦ 施設で借りている畑を活用し、季節の野菜を提供していく。

(5) 他職種との連携

- ① より良い食事環境を提供出来るよう、日々の連絡や会議等を利用して日常的な情報交換・共有を行っていく。

(6) コスト削減に向けての取り組み

- ① 職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭におき、節水や節電に努めていく。
- ② より安くより良い食材を納入できるよう各食材取引業者との価格交渉や代替品への切り替え、定期的な取引業者の見直し、選定等を行いコスト削減に繋げていく。提供する食事の質の維持にも努めていく。
- ③ 施設で借りている畑を活用し、育てた野菜を食材として使用することでコストの削減に繋げていく。

(7) 情報発信への取り組み

- ① インターネット（ホームページ）に「食事献立予定表」を掲載していく。
- ② 災害等発生時に、入居者の安否や状況等を掲載し、家族等に対し迅速な状況報告実施に努める。

(8) 栄養マネジメント強化加算算定への取り組み

- ① 入居者・利用者様1人ひとりの状態を把握し、課題を早急に見つけ、管理栄養士が他職種と連携し施設ケアプランに基づき、栄養ケアを実践していく。また評価、判定も定期的に行うことも実践し、必要な算定条件を満たした上で加算の取得を行っていく。

(9) 新介護支援システム（ケアカルテ）に伴う栄養課としての取り組み

- ① 管理栄養士がケアカルテに栄養マネジメントに関する必要項目（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング、栄養ケア計画書、栄養ケア・口腔ケアに係る実施計画書、栄養経過記録、経口移行・維持計画書等）を入力・管理することで科学的介護情報システム「LIFE」へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・栄養ケアの向上を図ることで加算の算定を行っていく。

令和 8 年度 ふじみ第 1 デイサービスセンター 事業計画（案）

（1）ふじみ第 1 デイサービスセンター 事業・利用者介護方針

私たちは、地域包括ケアシステムの一員として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、安心・安全で質の高い通所介護サービスを提供します。

- ① 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中で、在宅生活継続を支える日中の支援拠点としての役割を担います。
- ② 個別機能訓練や認知機能向上プログラムを通じて、自立支援・重度化防止に積極的に取り組みます。
- ③ コンプライアンスを徹底し、安全管理体制の強化と透明性のある運営を行います。
- ④ 家族介護者の負担軽減を図るとともに、地域との交流や社会参加機会の創出に努めます。
- ⑤ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、他サービス事業所と積極的に連携し、切れ目のない支援体制を構築します。

（2）施設目標

私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、

安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、法令を守り、安全と信頼を積み重ねます。

実施に当たっての重要事項

（ア）新規利用者の獲得、1 日平均利用者数の増加

現在、月の総利用者数は、410 人～470 人で推移しているが、毎月 500 人以上（稼働率 76.9%）を目標とし、新規利用者の獲得の為、目標にも掲げているように、利用者様を敬い、思いやりのあるケアに努め、利用者様、ご家族の満足度の向上に努めていきます。新規利用者の獲得に繋げるためにも、広報・ホームページ等による情報発信に努めます。

（イ）認知症予防への取り組み

認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けられるように、認知症のある利用者様も積極的に受け入れていきます。また、毎日認知機能訓練（コグニサイズ・音楽療法）を実施することで、認知機能の維持・向上を図ります。

職員の認知症ケアに対する知識及び技術向上を目的に認知症ケア研修を年 2 回実施します。

（ウ）リハビリテーションの充実

住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、機能訓練指導員を中心に、全職員が利用者の更なる運動能力の維持・向上に努め、利用者個々の目的に合わせた質の高いリハビリテーションプログラムが提供できるよう努めます。

(エ) 自然災害対策への取り組み

全国各地で自然災害が発生しており、富士見地区においてもいつ自然災害が発生してもおかしくない状況です。そのため令和5年度に策定した自然災害BCP（事業継続計画）を用いた研修及び訓練を各1回以上実施し、BCPの見直しを行います。

(オ) 感染予防対策への取り組み

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス等の感染予防の為、温度、湿度の管理、消毒の徹底を継続します。また、BCP（事業継続計画）を用いた研修と訓練を各1回以上実施し、BCPの見直しを行います。

(カ) 安全な送迎の取り組み

デイサービスにおける送迎業務は、あくまでも介護サービスの一環であることを忘れずに実施する。安心・安全な送迎に努めると共に適切な身だしなみと挨拶に心掛けることで、利用者様・ご家族との信頼関係を築けるように努めます。

酒気帯びの状態で運転することがないように送迎前に検知器によるアルコールチェックを実施します。

職員の運転技術及び意識向上を目的として、課長、課長補佐もしくは主任により2か月1回チェックシートを用いた運転技術確認を実施します。

(キ) 高齢者虐待、不適切ケア予防への取り組み

虐待の芽チェックリストによる確認を3か月に1回以上実施します。また、不適切と思われるケアを行っていないかの話し合いを月1回以上実施します。

(ク) 安全なケアへの取り組み

様々なリスクに対する職員間の情報共有をするため、ヒヤリハットの重要性を理解し、報告件数を増やします。また、報告されたヒヤリハットについて、月1回見直しを実施します。

(ケ) 生産性向上への取り組み

動線の見直し、役割の明確化、マニュアルの見直し等により生産性の向上に努めます。

心理的安全性を高め、意見が言いやすい環境にするために「ありがとう」が多い職場にします。そのために終礼の時間で「感謝の共有タイム」を実践します。

(コ) ご家族のニーズに合わせたサービス提供時間の実施

今後ともご家族のニーズに合わせたサービス提供を行えるよう、6～7時間と7～8時間のサービス提供時間で対応していきます。また、実費サービスとして、サービス提供時間の1時間前まで対応します。

(サ) ワークライフバランスの実現

- ・産休や育休、介護休暇を取得でき、復帰しやすい働き方ができるようにします。
- ・職員のプライベートが充実するように、年休や特別休暇を取得しやすい環境にし、仕事へのモチベーションアップにつなげます。
- ・可能な限り超過勤務を削減するために業務の見直しや改善を図ります。

(3) 行事計画（案）

月	行 事
4	お花見（桜・つつじ）（野外活動訓練）
5	端午の節句祝い
6	物作り月間
7	七夕
8	納涼祭
9	敬老会（ご長寿を祝う） ＊在宅介護者交流会（予定）
10	運動会
11	秋祭り
12	年忘れ会
1	新年会（お屠蘇配り）
2	節分
3	ひな祭り

※体重測定・書道・デイカフェ・誕生祝い→毎月実施

※手作りの日→毎月実施（季節感を味わっていただき、利用者の方とともにお菓子作り等を実施する事で心身機能の維持・向上を図る）

※季節湯（季節感が味わえる入浴の実施。菖蒲、柚子等）

(4) 日課表（月～土まで開所）

8：30～	9：30	送迎・健康チェック
9：30～	11：25	入浴・余暇時間
11：25～	11：50	音楽療法・口腔機能体操
11：50～	12：50	昼食
12：50～	13：30	余暇時間
13：30～	15：00	コグニサイズ・個別機能訓練・レクリエーション
15：00～		間食（お茶菓子、お茶）
15：30～		送迎（サービス提供時間 6～7時間）
15：30～	16：30	レクリエーション・軽作業
16：30～		送迎（サービス提供時間 7～8時間）

(5) 部署内研修（案）

上半期（4月～9月）：3回以上実施

下半期（10月～3月）：3回以上実施

内容：感染症予防（BCP等）、自然災害BCP、認知症ケア、高齢者虐待、安全送迎等

令和 8 年度 ふじみ第 2 デイサービスセンター 事業計画（案）

（1）ふじみ第 2 デイサービスセンター 事業・利用者介護方針

「施設運営の基本方針」を遵守するとともに、利用者様対応に当たっては、在宅福祉の重点的な位置付けとして地域公益活動を推進し、利用者様の日中での生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等、利用者様の声を傾聴し笑顔と真心のこもったチームケア対応により、利用者様により生きがいのある、また、目標のある生活を送って頂き、家族の身体的・精神的な負担を少しでも軽減されるように職員一丸となって取り組むとともに積極的な社会資源の活用や全職員、担当の介護支援専門員と緊密な連携に努めるものとする。

（2）施設目標

私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、
安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、法令と専門性に基づき、安全で質の高いケアを提供し、
ご利用者とご家族に信頼される事業所を目指します。

（3）実施に当たっての重要事項

（ア）新規利用者の獲得、総利用者数の増加

- ・現在、月の総利用者数は 620 人前後で推移しているが、毎月、650 人以上（稼働率 83%）を目標とし、新規利用者の獲得の為、情報収集を行い、サービスを検討し、マンネリ化しないように心掛ける。また、地域の居宅介護支援事業所等にも頻繁に営業活動、情報交換を行い、地域ナンバー1 のデイサービスを目指す。

（イ）リハビリテーションの充実

- ・現在行っている足の筋力低下を予防するスタンディングリハビリテーションを中心に全職員が更に積極的にかかわり、創意工夫し、より質の高いリハビリを目指して今後も力を入れていく。また、生活リハビリを今後も実施していく。
- ・機能訓練指導員（作業療法士）の支援の下、個別リハにも力を入れている。
- ・積極的でない方へ個々の利用者様に応じた個別リハを実施していく。
- ・選択制（選べる）リハビリテーションの提供を実施していく。

（ウ）安全な送迎の取り組み

- ・デイサービスにおける送迎業務は、あくまでも介護サービスの一環であることを忘れずに実施する。安心・安全な送迎に努めると共に適切な身だしな

みと挨拶を心掛けることで、利用者様・ご家族との信頼関係を築けるように努める。また、送迎時には、指差し確認・声出し確認を行う事で利用者様の安全確保に努める。

職員の送迎業務の質の維持・意識向上等を目的に1年に2回送迎業務に関する部署内研修を行っていく。

- ・2022年4月の道路交通法改正により、アルコールチェックが義務化になったため、酒気帯びの状態では運転しないよう送迎前に実施している。今後も継続する事で酒気帯び運転の防止に努める。
- ・法人内で行われる交通安全講演や外部研修等にも積極的に参加し、安心・安全な送迎を行えるように努める。
- ・送迎マニュアルを必要に応じて見直していく。

(エ) リスクマネジメントの取り組み

- ・事故予防、事故発生対応、苦情処理等の利用者様への安全確保や事故後の対応がスムーズに出来るように日々、心掛ける。また、発生してしまった介護事故に対し徹底した検証を実施し、同じ事故が再発しないよう努めていく。さらに、インシデントレポートを重要視し、事故の予防に努める。また、事例の分析結果を職員に周知徹底するとともに、職場内研修を実施し、再発防止、予防に努める。
- ・感染症（新型コロナウイルス感染症等）や災害の発生に備えて過去の経験や訓練等を活かし、業務継続計画（BCP）に基づいた研修・訓練を実施していく。また、業務継続マネジメント（BCM）として、職員への浸透・導入・運用・見直しという継続的改善を包括的・総合的にマネジメントする。
- ・インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルスの感染予防の為、温度、湿度の管理、消毒の徹底を継続する。また、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒を用いたウィルス対策も継続する。

(オ) 職員の資質・能力向上への取り組み

- ・各種団体の研修や法人の研修等に積極的に参加し、部署内でも研修を開催し、情報交換や介護技術の向上を図る。
- ・職員が資格取得（実務者研修・介護福祉士・介護支援専門員・認知症介護実践者研修等）を目指し、スキルアップを図る。

(カ) 利用者様へ提供する食事の充実

- ・食事を楽しんでもらう為、栄養課（管理栄養士や調理員）と相談し、美味しい食事が提供できるように努力する。

(キ) 見学

- ・利用を迷われている方の見学はいつでも受け入れています。スタンディングリハビリや個別リハを見学し、そのうえでスタンディングリハビリを短い時間体験して頂くことでご利用につながるように努めます。

(ク) ICTの有効活用

- ・導入した介護ソフトのおかげで令和4年度から科学的介護推進体制加算・個別機能訓練加算Ⅱを取得できるようになった。今後も継続して加算を取得できるように努めていく。
- ・管理栄養士2人体制が定着した事に伴い、栄養アセスメント加算の取得できるようになったのでその体制を継続していく。

(コ) ワークライフバランスの実現

- ・職員が産休や育休を取得でき復帰しやすい働き方ができるようにする。
- ・職員のプライベートが充実するように、年休や特別休暇を取得しやすい環境にし、仕事へのモチベーションアップにつなげる。
- ・業務の見直しや改善を図る事で提供している介護サービスの質や職員のスキル向上が図れるように努めていく。

(4) 行事計画（案）

月	行 事
9	敬老会（長寿を祝う）
12	忘年会
1	新年会（お屠蘇配り）

※ 体重測定・誕生祝い→毎月実施

※ 季節湯（季節感が味わえる入浴の実施。菖蒲、柚子、ヨモギ、花等）

(5) 日課表（月～土まで開所）

8：30～10：00	送迎・健康チェック
10：00～11：30	入浴及び脳トレ、ビデオ・テレビ観賞 （※適宜個別機能訓練）
11：30～11：50	口腔機能体操
11：50～12：50	昼食
12：30～13：30	食後の休憩
13：30～15：00	ラジオ体操・リズム体操・スタンディングリハ（100回）・ 日常生活動作体操・レクリエーション・行事等 （※適宜個別機能訓練）
15：00～	間食（お茶菓子、お茶）
15：40～	送迎（サービス提供時間 6～7 時間）

(6) 部署内研修計画（案）

上半期（4月～9月）2回実施。 下半期（10月～3月）2回実施

内容：感染症予防、身体拘束、介護リスクマネジメント、交通安全教室等 BCP に基づいた訓練・研修実施

令和 8 年度 ふじみ居宅介護支援センター 事業計画（案）

1. 基本方針

- (1) 要介護状態等となった場合において、そのご利用者が可能な限り自宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。
- (2) ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスや介護サービスを多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- (3) 居宅サービス計画作成に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、指定居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者により不当に偏ることのないよう、公正中立の立場を遵守する。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたり、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携および連絡調整に努める。
- (5) 介護予防事業は地域包括支援センターなど前橋市との委託契約に基づく介護予防支援事業を実施する。

2. 部署目標

「私たちは、職員一人ひとりがコンプライアンスの向上に取り組み、
利用者や家族が安心して暮らせるよう誠実な対応に努めます」

3. 重要事項

平成 12 年度より施行された介護保険制度も何回か改正され、質の高い居宅介護支援が求められている。このような状況の中で、当居宅介護支援事業所としては、要介護等の高齢者とそのご家族が現在直面している「困りごと」を解決する方策を利用者と考えていくとともに、特定事業所加算を算定している事業所の介護支援専門員として専門的な見地に立ち、中長期的な観点からの居宅サービス計画を作成する。

- (1) 自立支援に向けた居宅サービス計画の作成と、状況に応じた見直しをする。
- (2) サービス担当者会議を開催する。
- (3) 定期的な観察の結果、評価(モニタリング)の実行（毎月 1 回以上）
- (4) 定期的な訪問を行う（月 1 回以上）
- (5) 前橋市地域包括支援センター北部等関係機関との連携を行う。
- (6) 資質向上の為に各種研修会・講演会へ参加する。
- (7) 介護予防サービス計画の受託、介護予防ケアマネジメントを行う。
- (8) 保険者独自の福祉サービス利用の支援を行う。

4. 数値目標

事業所内で要介護認定者の 1 か月の担当者数 170 名を継続して獲得できるよう努力する。

5. 部署研修（施設外研修）

介護支援専門員の各種研修、地域包括支援センター等が実施する勉強会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研修会等、積極的に参加しています。多様化・複雑化する課題に対応するための取組の観点から「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者

者等」他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加していきます

6. 部署研修（施設内研修）

富士見会施設内職員研修会の参加。事業所内の研修会（勉強会）を月 1 回開催し、利用者様の自立に向けた支援内容を充実させていくための取り組みを行っています。

月	内 容
4 月	ケアプランデータ連携について
5 月	厚生労働省「医療行為でないガイドラインについて」
6 月	神経難病患者等の生活を支えるリハビリテーションの工夫について（動画）
7 月	業務継続計画の見直し
8 月	ケアマネジメント（軽微な変更など）について
9 月	感染症の業務継続計画について
10 月	令和 7 年度 前橋市介護支援専門員全体研修
11 月	「地域共生社会と生活困窮者支援」について（動画）
12 月	高齢者虐待について
1 月	高齢者の運転講習
2 月	令和 7 年度 前橋市集団指導研修（動画）
3 月	令和 7 年度 居宅介護支援事業者説明会（動画）

令和 8 年度 前橋市地域包括支援センター北部 事業計画(案)

平成 30 年度に前橋市より受託し、令和 6 年度から 3 期目となります。「前橋市地域包括支援センター北部」は、芳賀・富士見地区の高齢者とその家族をサポートするための拠点として、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受け付けや高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。主任ケアマネジャー・社会福祉士及び保健師等が配置され、介護だけでなく医療、保健などの様々な領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題に的確に対応するため、令和 8 年度も、次のとおり取り組みます。

記

1 地域の高齢者の総合的な相談窓口

地域包括支援センターは、医療や福祉など、地域内にある様々な社会資源を活用し制度を越えて高齢者を適切な支援に結びつける役割を担っています。更に、在宅介護の悩みに対しても、様々な視点から一緒に解決策を考えます。

特に、初めて家族の介護に直面した人からは、分からないことや悩み事も多く聞かれます。地域包括支援センターでは、在宅介護生活をスムーズに進められるようお手伝いします。

2 高齢者の権利擁護の実現

高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの消費者被害への対応のほか、高齢者虐待の早期発見や防止に努めます。高齢者虐待防止に関しては、虐待を受けている本人や家族だけでなく、近所の人やそのことに気づいた人からの情報も受け付けます。

また、成年後見制度の手続き支援も行います。もし、認知症を発症してしまったら、特に一人暮らしをしている人は、金銭管理や法律上の手続き、介護保険サービスの契約など難しくなってきます。成年後見制度など各種支援制度の利用について助言を行います。

3 ケアマネジャーへの支援

地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーをサポートすることも、地域包括支援センターの重要な役割です。ケアマネジャーを対象とした情報交換会（ケアマネミーティング）を実施するほか、ケアマネジャーのネットワークづくりの支援も行います。

また、ケアマネジャー個人では対応困難なケースも少なくありません。そんなとき、地域包括支援センターの職員がアドバイスをしたり、地域ケア個別会議を開催して、その業務をサポートします。

4 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは、介護認定審査において「要支援 1, 2」の判定が出た高齢者及び基本チェックリスト該当者を対象に、「介護予防ケアプラン」の作成を行います。介護予防につながる介護サービスの利用方法を、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者と話し合いながら決めて行きます。

また、「まだ介護や支援は必要ないが、介護予防に取組みたい」という高齢者を対象に、各種介護予防教室など一般介護予防事業の提案を行います。

5 地域包括ケアシステムの構築

前橋市、地域の関係機関・団体、地域の支援者等との連携を図り、多職種協働により地域課題を

解決できる体制を構築するため、「地域ケア会議」「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援」を推進していきます。

6 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターの役割は、介護が必要になった高齢者の方にとって、介護に関する相談を行政や関係機関の間をたらい回しすることなくワンストップで対応していくことです。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャーが介護に関して、保健師が医療に関して、そして社会福祉士が高齢者の権利擁護に関して相談・・・と、それぞれが専門性を発揮し、チームで解決することを目的とした体制づくりに努めます。だからこそ、それぞれの専門分野を活かした適切なアドバイスや支援を行います。

7 その他

地域が実施する活動への支援や前橋市が主催する会議・事業等への参加協力、業務遂行にあたり必要な研修会等への参加、地域包括ランチと連携を密にし、協働していきます。

また、ふじみ第2デイサービスセンターの多目的室の活用、認知症サポーター養成講座の開催、サン・サン・カフェの開催等を行い、地域の活動に協力していきます。

今後、在宅介護を受ける高齢者が増えるなかで、相談できる機関が芳賀・富士見地区に存在することは、より良い在宅生活継続のために大切なことです。高齢者の日々の暮らしを地域でサポートするための拠点として、益々その役割を認識して令和8年度も取り組んでまいります。

部署目標

「私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、
地域に信頼される『高齢者の相談窓口』を目指します」

※令和8年度前橋市地域包括支援センター北部年間事業計画及び研修計画は、別添のとおり

令和8年度 前橋市地域包括支援センター北部 年間事業計画

月	地域での活動（研修会等）	包括内活動（会議・研究会等）	備考
4	民生・児童委員協議会定例会 自治会連合会・保健推進委員・長寿 会・介護予防サポーター総会挨拶	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	
5	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	ケアマネミーティング
6	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	サン・サン・カフェ
7	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加 介護保険講座	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	北ブロック医療と介護の連携会議 自立支援型個別会議
8	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	認知症サポーター養成講座
9	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	芳賀地区実務担当者会議 富士見地区実務担当者会議 ケアマネミーティング
10	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	サン・サン・カフェ お楽しみ交流会
11	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	北ブロック医療と介護の連携会議 富士見産業祭
12	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	主任ケアマネ情報交換会
1	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	芳賀地区調整会議 富士見地区調整会議 ケアマネミーティング
2	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	サン・サン・カフェ
3	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各ワーキング 北部包括内部会議（1回/週）	フレイル予防教室

令和8年度前橋市地域包括支援センター北部年間研修計画

開催時期	研修項目	備考
4月～6月	権利擁護	
7月～9月	総合相談支援	
10月～12月	包括的・継続的ケアマネジメント支援	
1月～3月	介護予防ケアマネジメント	

令和 8 年度 地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと 事業計画（案）

I 事業・入居者様のケア方針

「施設運営の基本方針」を遵守するとともに、ユニット型施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者様一人ひとりの意志及び人格を尊重し、入居者様の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者様が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。入居者様の権利を擁護することを目的とし、虐待を防止するための体制を整備することを継続的に実施するものとする。更に、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

また、終身型施設として、自己決定と尊厳を守る看取り介護に努めるものとする。

II 施設目標

私たちは、法令遵守（コンプライアンス）を意識して、
安全で信頼されるサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、職員全員が責任ある言動を意識し、
入居者様の暮らしと安全を最優先に考えたユニットケアに努めます。

III 実施に当たっての重要事項

（１）入居者様のケア充実

- ① 入居者様の意向や希望をその都度、確認し日常生活や行事等を行い、入居者様にとって満足度の高いケアが提供できるように努める。
- ② 入居者様満足度アンケート（年 2 回）、ご家族満足度アンケート（年 1 回）を実施し、ご意見等を真摯に受け止め、ケアの見直し、充実を図ることに努める。
- ③ 面会について、可能な限り通常の面会を実施できるように感染症対策を行うことに努める。
- ④ 入居者様個々の生活に合わせながら、日中の活動量の低下（不活動）がないように努め、心身の健康が保てる援助が行えるように努める。（個々に添った活動や役割を持っていただけるように努める）
- ⑤ 科学的介護（Life）により、厚生労働省からの情報をフィードバックし、入居者様にとってよりよいサービスが提供できるように努める。

（２）リスクマネジメントの取り組み

- ① インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。

- ② ユニットリーダーを中心に、入居者様個々の援助の工夫、見守り機器等の活用、安全な環境整備の徹底に努める。
- ③ 苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良いケアを提供させて頂くように前向きに努める。
- ⑥ 新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行う。
- ⑦ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）発生時や自然災害等に備え、それらを踏まえて平時から準備・検討を行い、ふじみのさと業務継続計画（BCP）に添って、研修・訓練等の実施に努める。事業継続マネジメント（BCM）として意識啓発、運用、見直しを行い、継続的改善に努める。
- ⑧ 災害時に入居者様を守る為にも、年 2 回の避難訓練を実施し、「地域防災協力員」と連携を図れるように努める。

（３）環境の整備

- ① 入居者の方々がより快適に生活できるように、また、プライバシーの配慮、権利の擁護に徹底した環境の整備に努める。
- ② うっかりミスや無駄をなくし、安全の確保・効率化を図る・モチベーションの向上を目標に 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動に努め、生産性の向上を図れるように努める。
- ③ 業務状況を見直し把握し、コスト削減に取り組み、業務の効率化の向上を図れるように努める。

（４）職員の資質や能力向上に努める

- ① 職員が各々資格取得を目指す。（介護支援専門員、介護福祉士、喀痰吸引等研修、認知症介護、実践者研修、認知症介護リーダー研修等）
- ② 各種研究会・各種研修会に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。
- ③ 介護職のイメージアップ及び介護職員の人材確保・定着・育成への取り組みと、介護福祉士養成校積極的な実習生の受入に努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

- ① 身体拘束をしないケアを継続するとともに、入居者様の精神安定を図り、ご家族から不信感を抱かれることがないように努める。
- ② いつでもご家族に提示できる記録の充実を図る。
- ③ 不適切ケア防止を目的とし、職員の意識、虐待防止のための職場内研修、職場環境の改善を継続的に取り組める体制の整備に努める。（虐待の芽チェックリストを継続し、職場の問題点等を常に検証し、職場環境改善に努める）
- ④ 入居者様、ご家族の満足度アンケートを実施し、不適切ケアの防止に努めるとともに、より良いケアの向上に努める。（アンケート結果に基づき、職場環境、意識改革に努める）
- ⑤ 虐待事案が発生もしくは発見等した場合は、速やかに市町村に通報する義務

があることを職員全員に周知する。

（６）職場環境改善に向けての取組み

- ① ユニットリーダーを中心に「働きやすさ」と「働きがい」と「安心」の３つの視点で職場環境改善に取り組む。
（生産性の向上に向けた職場環境づくりに取り組み、効率化や職員それぞれの意識、行動の改善に取り組む）
（職員同士、お互いに声を掛け合い協力し助け合いながら改善に取り組む）
- ② 職員の満足度アンケート（勤務時間や年休取得等）を通して、意見を自由に言える場を設け働きやすい職場環境作りを継続的に取り組む。
- ③ 育児休暇や介護休暇を取得しやすいように、職員間の理解と協力が得られる環境づくりに努める。
- ④ 研修や資格取得研修等に積極的に参加できるように情報提供や意識の向上ができるように努める。
- ⑤ 月に１回ユニット会議、フロア会議を開催し、業務マニュアルの見直しや提案を行い、より良いサービスの提供を目的とし、職員全体が前向きに考えられるように努める。負担の多い業務や勤務時間等の見直しや有給・特別休暇が取得しやすいように改善していく。

（７）各研究会の充実

- ① 各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。
 - I リハレク&口腔研究会
 - II 食事&入浴研究会
 - III 身体拘束&高齢者虐待防止研究会

（８）食事提供の充実

- ① 食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア
（管理栄養士をはじめ多職種が連携して検討、実施に努める）
- ② 選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。
- ③ 入居者様が視覚、嗅覚で楽しめるような食事作りを心掛ける。

（９）医療の充実

- ① 入居者様の健康管理、異常の早期発見に努める。
- ② 入居者様の重度化と多様なニーズを実現する為、医療の充実を図る。
介護職への褥瘡に対する予防・改善、感染症（特にインフルエンザ、ノロウイルス・コロナウイルス）予防・改善についての指導、助言を継続する。
- ③ 介護職の喀痰吸引等研修受講を計画的に進め、あわせて看護体制の充実を図り、経管栄養や吸引の必要な方の新規受け入れに努める。
- ④ 介護職の喀痰吸引等の手技研修等の実施を継続する。
- ⑤ 看取りケアを行うにあたり、嘱託医・各職種との連携を図る。

（10）介護保険制度改正にむけた取組み

- ① 生産性の向上について理解し、安全性、効率化の向上に努める。
- ② 科学的介護（Life）により、入居者情報やフィードバックを現場に活用しより質の高いサービス提供に努める。

（11）地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと運営推進会議の開催

地域密着型サービス事業所として、入居者様・ご家族及び地域住民の皆様に対し、提供しているサービスの内容を明らかにすることにより、入居者の「抱え込み」や虐待等を防止し地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること、職員が安心して働ける職場を目的に、「地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進会議」を、年間6回（偶数月）開催します。

運営推進会議の構成員は、入居者様や入居者様のご家族、地域住民の代表者、市の担当職員及びサービスについて知見を有する者等で運営します。

（12）年間利用（在籍）状況数値（目標）

年間 7,154 人（稼働率 98%）

（13）職員年間研修計画

4 月	事故防止研修会	職 場 内 研 修
5 月	感染症・食中毒対策研修会	職 場 内 研 修
6 月	身体拘束・虐待防止研修会	職 場 内 研 修
7 月	褥瘡予防研修会	職 場 内 研 修
8 月	認知症研修会	職 場 内 研 修
9 月	看取り介護研修会	職 場 内 研 修
10 月	事故防止研修会	職 場 内 研 修
11 月	感染症・食中毒対策研修会	職 場 内 研 修
12 月	身体拘束・虐待防止研修会	職 場 内 研 修
1 月	褥瘡予防研修会	職 場 内 研 修
2 月	認知症研修会	職 場 内 研 修
3 月	看取り介護研修会	職 場 内 研 修

（14）感染症・自然災害 BCP 訓練計画

感染症：6・12 月

自然災害：3・9 月

（15）社会福祉法人の地域における公益的な取組み

- ① 群馬県社会福祉総合事業に参加し、何でも福祉相談員を配置し、生活や福祉に関する相談を受け止めます。当法人・当施設で対応できない相談については、地域のネットワークを活用して適切な支援先へつなげます。これまで相談できなかった人たちへの支援の輪を創ることを目指します。